

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第16期第2四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社イデアインターナショナル

【英訳名】 IDEA INTERNATIONAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 雅治

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階

【電話番号】 03-5446-9505

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営管理部長 松原 元成

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階

【電話番号】 03-5446-9505

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営管理部長 松原 元成

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第15期 第2四半期連結 累計期間	第16期 第2四半期連結 累計期間	第15期 第2四半期連結 会計期間	第16期 第2四半期連結 会計期間	第15期
会計期間	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高 (百万円)	2,446	2,607	1,417	1,583	4,938
経常利益または経常損失() (百万円)	65	48	82	88	167
四半期純利益または四半期(当期)純損失() (百万円)	30	46	45	83	340
純資産額 (百万円)			388	156	94
総資産額 (百万円)			2,992	2,990	2,477
1株当たり純資産額 (円)			652.24	211.07	157.97
1株当たり四半期純利益金額または四半期(当期)純損失() (円)	51.65	70.02	75.54	112.10	571.07
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)				63.42	
自己資本比率 (%)			13.0	5.2	3.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	11	260			212
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	106	80			213
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	16	462			89
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)			295	446	322
従業員数 (名)			145	155	159

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第15期第2四半期連結累計期間及び第16期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

3 第15期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

4 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	155〔93〕
---------	---------

(注) 従業員は就業人員(当社グループからグループ外への出向は除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	154〔93〕
---------	---------

(注) 従業員は就業人員(当社から社外への出向は除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは仕入実績をセグメントごとに区分できないため、仕入実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	1,018	
住関連ライフスタイル商品小売事業	559	
その他	6	
合計	1,583	

(注) 1 住関連ライフスタイル商品小売事業の内訳を小売業態別に示すと下記のとおりであります。

小売業態	販売高(百万円)	割合(%)	前年同四半期比(%)
Idea Frames	28	5.0	
Idea Seventh Sense	211	37.9	
Travel Shop Gate	15	2.8	
Idea Digital Studio	54	9.7	
Idea Digital Code	27	4.8	
Terracuore	79	14.2	
Terracuore collezione	55	9.9	
Idea Outlet	44	8.0	
インターネット販売	43	7.7	
その他	0	0.0	
合計	559	100.0	

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、各種経済刺激策により一部で改善の兆しが見られるものの、海外市場の減速懸念、円高による景気先行き不安を反映し、消費マインドは依然として盛り上がり欠ける状態が続いております。

当社グループはこうした環境の中、住関連ライフスタイル商品製造卸売事業におきましては、ギフト・プレミアム関連への販売は大型OEM案件の獲得などにより計画を上回りました。また海外への販売は欧米の販売ルート強化に取り組み前年同期比200%超と高い伸びを見せました。しかしながら、主である専門店への販売が猛暑の影響で季節商品需要の立ち上がりが遅れたことなどにより計画を下回ったため、住関連ライフスタイル商品製造卸売事業全体では売上高は計画を下回ることになりました。

また、住関連ライフスタイル商品小売事業におきましては、店頭販促強化と接客販売力強化により既存店売上高が前年同期を大きく越える実績で推移し、計画を上回りました。

品種別の販売実績として、11月より発売したオーガニック化粧品の新ブランド「Terracuore」が好調に売れ行きを伸ばし、オーガニック商品全体で前年同期を上回りました。

また、インテリア雑貨商品では新規投入した音響関連商品の売上高が好調に推移したものの、季節家電の加湿器などの売上高が計画を下回ったため、計画未達成の大きな要因となりました。

以上の結果、売上高は1,583百万円(前年同四半期は1,417百万円)、営業利益は117百万円(前年同四半期は85百万円)、経常利益は88百万円(前年同四半期は82百万円)、四半期純利益は83百万円(前年同四半期は45百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

住関連ライフスタイル商品製造卸売事業においては、前述のとおり海外向け輸出、セールスプロモーションが前年同期に比べて大きく伸長したものの、季節商品需要の立ち上がりが遅れたことにより主要取引先の売上高前年割れが影響し、売上高は1,018百万円、セグメント利益は67百万円となりました。

住関連ライフスタイル商品小売事業においては、前述のとおり既存店の売上が引き続き前年同期を上回ったことから、売上高は559百万円、セグメント利益は51百万円となりました。

その他においては、売上高は6百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産の残高は、2,990百万円(前連結会計年度末は2,477百万円)となり、513百万円増加しました。

流動資産は、2,452百万円(前連結会計年度末は1,911百万円)となり、541百万円増加しました。これは現金及び預金の増加(124百万円)、受取手形及び売掛金(純額)の増加(256百万円)、商品及び製品の増加(116百万円)及び流動資産のその他の増加(43百万円)等があったことによるものであります。

固定資産は、537百万円(前連結会計年度末は565百万円)となり、28百万円減少しました。これは新規出店に伴う有形固定資産の増加(28百万円)があったものの、無形固定資産の減少(18百万円)及び投資その他の資産の減少(38百万円)等があったことによるものであります。

流動負債は、2,123百万円(前連結会計年度末は2,028百万円)となり、95百万円増加しました。これは短期借入金の減少(44百万円)及びデリバティブ債務の減少(73百万円)等があったものの、支払手形及び買掛金の増加(177百万円)及び流動負債のその他の増加(34百万円)等があったことによるものであります。

固定負債は、709百万円(前連結会計年度末は354百万円)となり、355百万円増加しました。これは役員退職慰労引当金の減少(49百万円)があったものの、転換社債型新株予約権付社債(401百万円)の増加等があったことによるものであります。

純資産は、156百万円(前連結会計年度末は94百万円)となり、62百万円増加しました。これは利益剰余金の減少(46百万円)等があったものの、第三者割当増資による資本金の増加(50百万円)及び資本剰余金の増加(50百万円)等があったことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第1四半期末の残高522百万円に対して75百万円減少し、446百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は前年同四半期と比較して119百万円増加して32百万円となりました。

これは、税金等調整前四半期純利益(127百万円)及び仕入債務等の増加(129百万円)等による資金の増加があったものの、役員退職慰労引当金の取崩による減少(51百万円)及び売上債権等の増加(279百万円)等の資金の減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期と比較して26百万円減少して42百万円となりました。

これは、有形固定資産取得による支出(43百万円)等による資金の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同四半期と比較して173百万円減少して7百万円となりました。

これは、長期借入金の純減(5百万円)等の資金の減少したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありませんが、当社株式は平成22年1月27日付で大阪証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されており、当該指定が解除されるよう引き続き内部管理体制の強化を図るよう努めてまいります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の改修等について完了したものは、次のとおりであります。

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	完了年月
店舗	東京都港区	住関連ライフスタイル商品小売事業	店舗改装	平成22年10月
店舗	東京都新宿区	住関連ライフスタイル商品小売事業	店舗改装	平成22年10月
店舗	東京都千代田区	住関連ライフスタイル商品小売事業	店舗改装	平成22年11月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,248,000
計	2,248,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	791,000	791,000	大阪証券取引所 JASDAQ(グロース)	単元株式数は100株でありま す。
計	791,000	791,000		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年9月29日 定時株主総会決議	
第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数	195個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	39,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,350円
新株予約権の行使期間	平成19年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅い日から平成23年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,350円 資本組入額 675円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当て契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社法に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

(平成22年8月25日 取締役会決議及び平成22年9月29日 定時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(注) 1	40個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項記載の転換価額(ただし、同欄第2項又は第3項によって修正または調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債全部を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初683円(以下、「当初転換価額」という。)とする。ただし、転換価額は本欄第2項又は第3項によって修正または調整されることがある。 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>2. 転換価額の修正 平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日(以下、それぞれ「修正日」という。)において、当該修正日の直前20連続取引日(以下、「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の平均値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ、以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、かかる修正日価額が479円(当初転換価額の70%)(以下、「下限転換価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、888円(当初転換価額の130%)(以下、「上限転換価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とする。 本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の転換価額を通知する。また、時価算定期間内に、本欄第3項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>3. 転換価額の調整 当社は、次に定めるとおり、本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。本新株予約権付社債の発行後、本号()乃至()に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \right)}{\text{時価}}$

	第2 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>() 本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記()記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付または下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>() 当社普通株式について株式分割または株式無償割当てを行う場合調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>() 本項 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(以下、「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)、または当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式または当該新株予約権の全てが当初の条件で取得または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)、または当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式または当該新株予約権の全てが当初の条件で取得または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)本項 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(iv) 本項 ()乃至()の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 ()乃至()にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> <p>株式数 = { (調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数 } / 調整後転換価額</p> <p>この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>() 本項 に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項 ()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く、)の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>() 本項 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項 ()の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>本項 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>() 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>() その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>4. 本欄第3項により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年9月30日から平成25年9月29日(当社が注4の償還の方法(2)または により本社債を繰上償還する場合には、当該繰上償還に係る本社債に付された本新株予約権につき、当該償還日の前日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失に基づき本社債が償還された日以後、本新株予約権を行使することはできない。本新株予約権は、会社法第287条の定めにより行使することができなくなった時点において消滅する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債全部を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初683円とする。ただし、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項または第3項の記載によって修正または調整されることがある。</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p>

第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、以下のいずれかの条件を満たさない限り、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合</p> <p>当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、または当社が保有するこれらを処分することを決議した場合</p> <p>当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項及び第3項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。</p>
代用払込みに関する事項	<p>本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債全部を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の各社債の金額と同額とする。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権で、本欄 から までの内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の承継新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数</p> <p>当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の記載に準じた調整を行ったうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄の記載に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の記載に準じた調整を行う。</p> <p>承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額</p> <p>交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に定める価額と同額とする。</p> <p>承継新株予約権の行使期間</p> <p>別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p>

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項に準じて決定する
新株予約権付社債の残高	400,000,000円

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行いたします。

2 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、特質は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権付社債は、株価の変動により割当株式数が増減することがある。

(2) 転換価額の修正基準

平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日(以下、それぞれ「修正日」という)において、当該修正日の直前20連続取引日の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の平均値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ、以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(3) 転換価額の修正頻度

権利行使期間中、平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日の5回のみ修正される。

(4) 転換価額の上限

888円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)

(5) 転換価額の下限

479円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)

(6) 割当株式数の上限

上記の上限転換価額で全額が転換された場合、最大で450,450株(発行済株式総数に対する割合は69.89%)が発行される。

上記の下限転換価額で全額が転換された場合、最大で835,073株(発行済株式総数に対する割合は129.57%)が発行される。

(7) 繰上償還条項

平成25年7月1日以降、当社の選択により、額面額の103%の価額で繰り上げ償還が可能である。

3 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社が別記「新株予約権の行使の条件」欄に定める取締役会決議を行った場合、所有者は、下記に定める条件が充足される場合に限り、下記に定める範囲において、本新株予約権を行使できる。

当該取締役会決議に基づき行われる発行または処分によって、所有者を上回る当社株式保有比率(当社の発行済株式総数に対する当社普通株式の保有株数の比率をいう、以下同じ。)を有する株主または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の保有者が新たに生じることとなる場合であって、当社が当該株主または保有者の発生について所有者より事前の書面による承諾を得ていない場合、なお、本号においては、所有者の当社株式保有比率については、本新株予約権その他所有者が保有する当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本号において同じ。)その他の権利に係る潜在株式数を考慮しないものとし、また、当該新たな株主または保有者の当社株式保有比率については、その者が保有しまたは保有することとなる新株予約権その他の権利に係る潜在株式数(当該取締役会決議時点において当該新株予約権その他の権利に係る転換価額が確定していない場合は、当該時点を基準として当該新株予約権その他の権利の転換に係る条件に従って計算する。)を分子及び分母に加算して計算するものとする。

本新株予約権行使後の所有者の当社株式保有比率が5分の2を超えない範囲または当社の株主中最大とならない範囲のうちいずれか小さい範囲。ただし、当該本新株予約権行使の直前時点において橋本雅治氏の当社株式保有割合が当社の株主中最大でない場合、または当該取締役会決議に基づき行われる発行または処分によって橋本雅治氏の当社株式保有比率が当社の株主中最大でなくなることが合理的に予見される場合は、範囲は限定されないものとする。なお、本号においては、所有者の当社株式保有比率については、本新株予約権その他所有者が保有する当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)その他の権利に係る潜在株式数を考慮しないものとし、橋本雅治氏及び当該新たな株主または保有者の当社株式保有比率については、その者が保有しまたは保有することとなる新株予約権その他の権利に係る潜在株式数(本新株予約権行使の時点において当該新株予約権その他の権利に係る転換価額が確定していない場合は、当該時点を基準として当該新株予約権その他の権利の転換に係る条件に従って計算する。)を分子及び分母に加算して計算するものとする。

- (2) 権利の売買に関する事項についての所有者との取決めの内容
該当事項なし
 - (3) 権利の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
 - (4) その他投資者の保護を図るための必要な事項
該当事項なし
- 4 本社債の償還の方法は次のとおりであります。
- (1) 償還金額
額面100円につき金103円
 - (2) 償還の方法及び期限

本社債は、平成25年9月30日にその総額を額面100円につき金103円で償還する。ただし、繰上償還の場合には下記 または に定めるところによる。

当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社が合併により消滅会社となることを当社の株主総会で決議した場合、または当社が吸収分割または新設分割を行い本新株予約権付社債に係る当社の義務が第三者に承継されることを当社の株主総会若しくは取締役会で決議した場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、当社に対して、当該株式交換、株式移転、合併、吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前までに事前通知を行うことにより、当該効力発生日の前日までに、残存する本社債の全部を各社債の金額100円につき金103円で繰上償還するよう請求することができる。

平成25年7月1日以降、当社はその選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から10銀行営業日以上30日以内の事前通知を行った上で、当該償還通知書記載の償還日において未償還の本社債の全部または一部(ただし、一部償還の場合は2億円以上かつ2億円単位とする。)を額面100円につき金103円で繰上償還することができる。

償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第1四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された 当該行使価額修正条項付新株予約権付 社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る 交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る 平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る 資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権 利行使された当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当 該行使価額修正条項付新株予約権付社 債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当 該行使価額修正条項付新株予約権付社 債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該四半期会計期間の末日における当 該行使価額修正条項付新株予約権付社 債券等に係る累計の資金調達額		

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておりませんので記載はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		791		300		238

(6) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
橋本 雅治	東京都目黒区	313,200	39.6
エレコム株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町 4 - 1 - 1	146,500	18.5
株式会社イデアインターナショナル	東京都港区芝 5 -13-18	48,563	6.1
株式会社丸井グループ	東京都中野区中野 4 - 3 - 2	30,000	3.8
佐藤 智之	茨城県つくば市	26,725	3.4
SI Arbitrage LT投資事業有限責任組合	東京都新宿区市谷田町 3 -13	24,000	3.0
松原 元成	千葉県野田市	22,000	2.8
大舘 直人	東京都中央区	15,000	1.9
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋 1 - 7 -17	13,000	1.6
株式会社イデアインターナショナル役員持株会	東京都港区芝 5 -13-18	11,000	1.4
計		649,988	82.2

(注) 「株式会社イデアインターナショナル」が所有している株式は自己株式であり、会社法第308条第2項により議決権はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 48,500		単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 742,300	7,423	同上
単元未満株式	普通株式 200		自己株式63株含む
発行済株式総数	791,000		
総株主の議決権		7,423	

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイデアインター ナショナル	東京都港区芝5-13-18	48,500		48,500	6.1
計		48,500		48,500	6.1

(注) 上記の他、単元未満株式200株に自己株式63株が含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	750	690	610	600	540	453
最低(円)	600	600	530	580	320	367

(注) 最高・最低は、大阪証券取引所JASDAQ(グロース)における株価を記載しております。なお、大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、同取引所ヘラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ(グロース)に上場となっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	営業グループリーダー	中園 輝幸	平成22年10月31日

(2) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (営業グループリーダー)	取締役 (営業部長)	中園 輝幸	平成22年10月1日
取締役社長 (代表取締役)	代表取締役社長 (営業本部長)	橋本 雅治	平成22年11月16日
取締役 (マーケティング&セールス 本部長兼経営戦略部長兼 ショップ事業部長)	取締役 (経営戦略部長兼ショップ事 業部長)	小曾根 憲	平成23年2月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	446	322
受取手形及び売掛金(純額)	2, 3 724	2, 3 467
商品及び製品	944	828
原材料及び貯蔵品	0	0
その他	335	291
流動資産合計	2,452	1,911
固定資産		
有形固定資産	1 235	1 206
無形固定資産	57	76
投資その他の資産	2 244	2 283
固定資産合計	537	565
資産合計	2,990	2,477
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 412	235
短期借入金	1,316	1,360
未払法人税等	4	7
引当金	21	18
デリバティブ債務	86	159
その他	281	247
流動負債合計	2,123	2,028
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	401	-
長期借入金	283	273
役員退職慰労引当金	-	49
その他	24	31
固定負債合計	709	354
負債合計	2,833	2,382

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	300	250
資本剰余金	238	188
利益剰余金	319	272
自己株式	62	62
株主資本合計	156	103
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	-	9
評価・換算差額等合計	-	9
純資産合計	156	94
負債純資産合計	2,990	2,477

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,446	2,607
売上原価	1,270	1,381
売上総利益	1,175	1,225
返品調整引当金戻入額	7	6
返品調整引当金繰入額	8	8
差引売上総利益	1,174	1,223
販売費及び一般管理費	1,180	¹ 1,213
営業利益又は営業損失()	5	10
営業外収益		
デリバティブ評価益	-	57
その他	10	0
営業外収益合計	10	57
営業外費用		
支払利息	15	15
為替差損	43	90
デリバティブ評価損	11	-
その他	0	10
営業外費用合計	70	116
経常損失()	65	48
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	-	51
新株予約権戻入益	21	-
保険転換益	23	-
販売促進引当金戻入額	15	-
その他	0	0
特別利益合計	60	51
特別損失		
固定資産除却損	-	25
減損損失	42	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	31
その他	2	-
特別損失合計	45	57
税金等調整前四半期純損失()	50	54
法人税等	19	² 35
法人税等還付税額	-	42
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	46
四半期純損失()	30	46

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,417	1,583
売上原価	738	840
売上総利益	679	743
返品調整引当金戻入額	0	-
返品調整引当金繰入額	0	2
差引売上総利益	679	740
販売費及び一般管理費	594	622 ¹
営業利益	85	117
営業外収益		
デリバティブ評価益	-	27
その他	5	0
営業外収益合計	5	27
営業外費用		
支払利息	7	8
為替差損	34	46
デリバティブ評価損	34	-
その他	0	2
営業外費用合計	8	57
経常利益	82	88
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	-	51
新株予約権戻入益	21	-
販売促進引当金戻入額	15	-
その他	0	0
特別利益合計	37	51
特別損失		
固定資産除却損	-	12
減損損失	40	0
その他	2	-
特別損失合計	43	12
税金等調整前四半期純利益	76	127
法人税等	31	43 ²
少数株主損益調整前四半期純利益	-	83
四半期純利益	45	83

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	50	54
減価償却費	53	53
減損損失	42	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	38
販売促進引当金の増減額(は減少)	24	1
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	49
支払利息	15	15
為替差損益(は益)	13	2
売上債権の増減額(は増加)	98	260
たな卸資産の増減額(は増加)	50	116
仕入債務の増減額(は減少)	186	177
その他	86	86
小計	4	281
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	11	14
法人税等の支払額	4	4
法人税等の還付額	-	40
営業活動によるキャッシュ・フロー	11	260
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	58	53
無形固定資産の取得による支出	15	2
敷金及び保証金の差入による支出	17	21
その他	16	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	106	80
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	140	-
長期借入れによる収入	300	100
長期借入金の返済による支出	140	134
社債の発行による収入	-	400
株式の発行による収入	-	100
自己株式の取得による支出	0	-
その他	3	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	16	462
現金及び現金同等物に係る換算差額	13	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	114	124
現金及び現金同等物の期首残高	409	322
現金及び現金同等物の四半期末残高	295	446

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
1 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は7百万円減少し、経常損失は7百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は38百万円増加しております。また、当会計基準の適用開始により、投資その他の資産が33百万円減少しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法の変更</p> <p>税金費用については、法定実効税率をベースとした年間見積実効税率を用いて計算する四半期特有の会計処理を採用していましたが、エレコム株式会社がその他の関係会社となり、当該会社と会計処理を統一するため、第1四半期連結会計期間より年度決算と同様の原則的な会計処理に変更しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の四半期純損失は47百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1	前第2四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、特別損失の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は2百万円であります。
2	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1	前第2四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、特別損失の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は2百万円であります。
2	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算出したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算出しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 278百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 259百万円
2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額
流動資産 8百万円	流動資産 5百万円
投資その他の資産 40百万円	投資その他の資産 40百万円
3 手形割引高	3 手形割引高
受取手形割引高 66百万円	受取手形割引高 87百万円
4 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。	
支払手形 0百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主要なものは、次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費の主要なものは、次のとおりであります。
倉庫料 78百万円	倉庫料 80百万円
荷造運賃 56百万円	荷造運賃 65百万円
業務委託費 89百万円	業務委託費 65百万円
給与手当 370百万円	給与手当 371百万円
地代家賃 161百万円	地代家賃 177百万円
役員退職慰労引当金繰入額 5百万円	役員退職慰労引当金繰入額 2百万円
販売促進引当金繰入額 4百万円	販売促進引当金繰入額 4百万円
貸倒引当金繰入額 3百万円	貸倒引当金繰入額 3百万円
減価償却費 34百万円	減価償却費 31百万円
	2 法人税等の表示方法 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記載しております。

第2 四半期連結会計期間

前第2 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主要なものは、次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費の主要なものは、次のとおりであります。
倉庫料 41百万円	倉庫料 42百万円
荷造運賃 33百万円	荷造運賃 43百万円
業務委託費 42百万円	業務委託費 34百万円
給与手当 188百万円	給与手当 188百万円
地代家賃 87百万円	地代家賃 91百万円
役員退職慰労引当金繰入額 2百万円	賞与引当金繰入額 6百万円
賞与引当金繰入額 21百万円	販売促進引当金繰入額 2百万円
販売促進引当金繰入額 1百万円	貸倒引当金繰入額 3百万円
貸倒引当金繰入額 2百万円	減価償却費 16百万円
減価償却費 19百万円	
	2 法人税等の表示方法 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記載しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2 四半期連結累計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の当第2 四半期連結累計期間末残高と当第2 四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の当第2 四半期連結累計期間末残高と当第2 四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成21年12月31日現在)	(平成22年12月31日現在)
現金及び預金 295百万円	現金及び預金 446百万円
現金及び現金同等物 295百万円	現金及び現金同等物 446百万円

(株主資本等関係)

当第2 四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第2 四半期連結累計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2 四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	791,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2 四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	48,563

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成22年9月30日付で、エレコム株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金が50百万円それぞれ増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が300百万円、資本剰余金が238百万円となっております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

社債が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
転換社債型新株予約権付社債	401	392	8

(注) 社債の時価の算定方法

社債の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

対象物の種類が通貨のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
為替予約取引			
買建			
米ドル	10	8	2
ユーロ	7	5	2
オプション取引			
売建			
米ドルプット			
買建			
米ドルコール			
クーポンスワップ取引 受取ユーロ・支払円	3,723	45	45
クーポンスワップ取引 受取米ドル・支払円	1,161	36	36
合計	4,902	68	86

(注) 1 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価額によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

前連結会計年度末(平成22年6月30日)

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
為替予約取引			
買建			
米ドル	83	70	12
ユーロ	52	37	14
オプション取引			
売建			
米ドルプット	51	7	7
買建			
米ドルコール	51	0	0
クーポンスワップ取引 受取ユーロ・支払円	3,723	75	75
クーポンスワップ取引 受取米ドル・支払円	496	33	33
合計	4,458	7	143

(注) 1 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価額によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	住関連ライフ スタイル商品 製造卸売事業 (百万円)	住関連ライフ スタイル商品 小売事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	939	474	4	1,417		1,417
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	939	474	4	1,417		1,417
営業利益又は営業損失()	62	23	0	85		85

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品

- (1) 住関連ライフスタイル商品製造卸売事業生活雑貨、家電、化粧品
(2) 住関連ライフスタイル商品小売事業生活雑貨、家電、化粧品
(3) その他の事業手数料収入

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)

	住関連ライフ スタイル商品 製造卸売事業 (百万円)	住関連ライフ スタイル商品 小売事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,619	822	4	2,446		2,446
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	1,619	822	4	2,446		2,446
営業利益又は営業損失()	14	9	0	5		5

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品

- (1) 住関連ライフスタイル商品製造卸売事業生活雑貨、家電、化粧品
(2) 住関連ライフスタイル商品小売事業生活雑貨、家電、化粧品
(3) その他の事業手数料収入

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に住関連ライフスタイル商品をインテリアショップ等の専門店及びセールスプロモーションを行う法人等への製造卸売部門、直営店及びEコマースによる小売部門の販売チャネルごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは販売チャネル別のセグメントから構成されており、「住関連ライフスタイル商品製造卸売事業」、「住関連ライフスタイル商品小売事業」の2つを報告セグメントとしております。

「住関連ライフスタイル商品」は、時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等であります。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)

	報告セグメント			その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額 (百万円) (注)3
	住関連ライフ スタイル商品 製造卸売事業 (百万円)	住関連ライフ スタイル商品 小売事業 (百万円)	計 (百万円)			
売上高						
外部顧客への売上高	1,587	1,006	2,594	12		2,607
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	1,587	1,006	2,594	12		2,607
セグメント利益または損失 ()	46	59	13		3	10

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する空間プロデュース事業等を含んでおります。

2 セグメント利益または損失の調整額 3百万円は、各報告セグメントに配賦不能の損益(3百万円)であります。

3 セグメント利益または損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

	報告セグメント			その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額 (百万円) (注)3
	住関連ライフ スタイル商品 製造卸売事業 (百万円)	住関連ライフ スタイル商品 小売事業 (百万円)	計 (百万円)			
売上高						
外部顧客への売上高	1,018	559	1,577	6		1,583
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	1,018	559	1,577	6		1,583
セグメント利益または損失 ()	67	51	118		0	117

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する空間プロデュース事業等を含んでおります。

2 セグメント利益または損失の調整額 0百万円は、各報告セグメントに配賦不能の損益(0百万円)であります。

3 セグメント利益または損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1株当たり純資産額 211.07円	1株当たり純資産額 157.97円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	156	94
普通株式に係る純資産額(百万円)	156	94
差額の主な内訳(百万円)		
普通株式の発行済株式数(千株)	791	644
普通株式の自己株式数(千株)	48	48
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	742	595

2 1株当たり四半期純利益金額または四半期純損失金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 51.65円	1株当たり四半期純損失金額 70.02円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	30	46
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	30	46
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	595	669
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		平成22年9月30日発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(券面総額400百万円)これらの詳細については、第4提出会社の状況(1)株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 75.54円	1株当たり四半期純利益金額 112.10円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 63.42円

(注) 1 前第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	45	83
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	45	83
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	595	742
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円) 支払利息(税額相当額控除後)		1
四半期純利益調整額(百万円)		1
普通株式増加数(千株)		585
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合の 概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

株式会社イデアインターナショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 川 卓 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 山 精 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イデアインターナショナルの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナル及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社イデアインターナショナル

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 川 卓 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 山 精 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イデアインターナショナルの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナル及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。